

# 信用情報機関について

平成 1 8 年 2 月 2 8 日  
金融庁監督局総務課金融会社室

# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 . 信用情報機関及び信用情報の交流の状況 . . . . .     | 1  |
| 2 . 貸金業規制法における信用情報機関の位置付け等 . . . . . | 4  |
| 3 . 信用情報機関に対する個人情報保護法の適用 . . . . .   | 10 |
| 4 . 信用情報機関に関するこれまでの議論 . . . . .      | 13 |

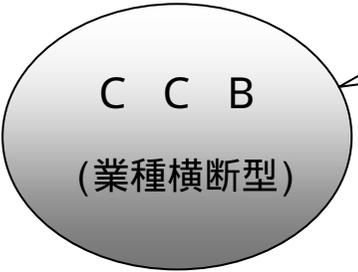
# 信用情報機関及び信用情報の交流の状況

それぞれの信用情報機関では、会員相互にホワイト(残高)情報・延滞情報を共有し、与信審査に活用

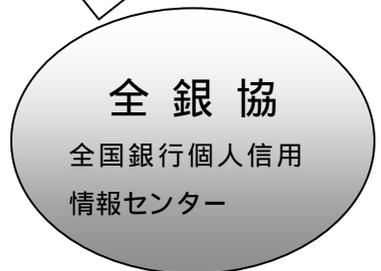
会員：信販会社、クレジットカード会社、住宅ローン会社、貸金業者等約750社



会員：銀行、信金、信組、労金、クレジットカード会社、貸金業者、リース会社、保証会社等約500社



会員：銀行、信金、信組、労金、農協、漁協等金融機関、銀行系カード会社・保証会社等約1500社

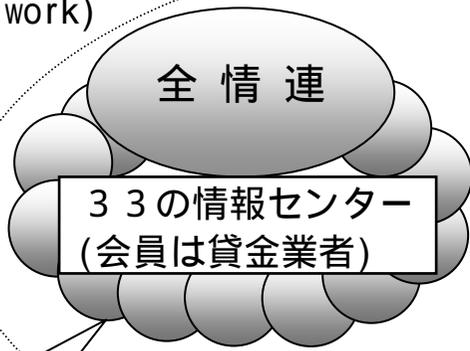


延滞情報の交流

CRIN(Credit Information Network)

会員：信販会社、クレジットカード会社、銀行系貸金業者約130社

全情連グループ



会員：貸金業専業約2500社他

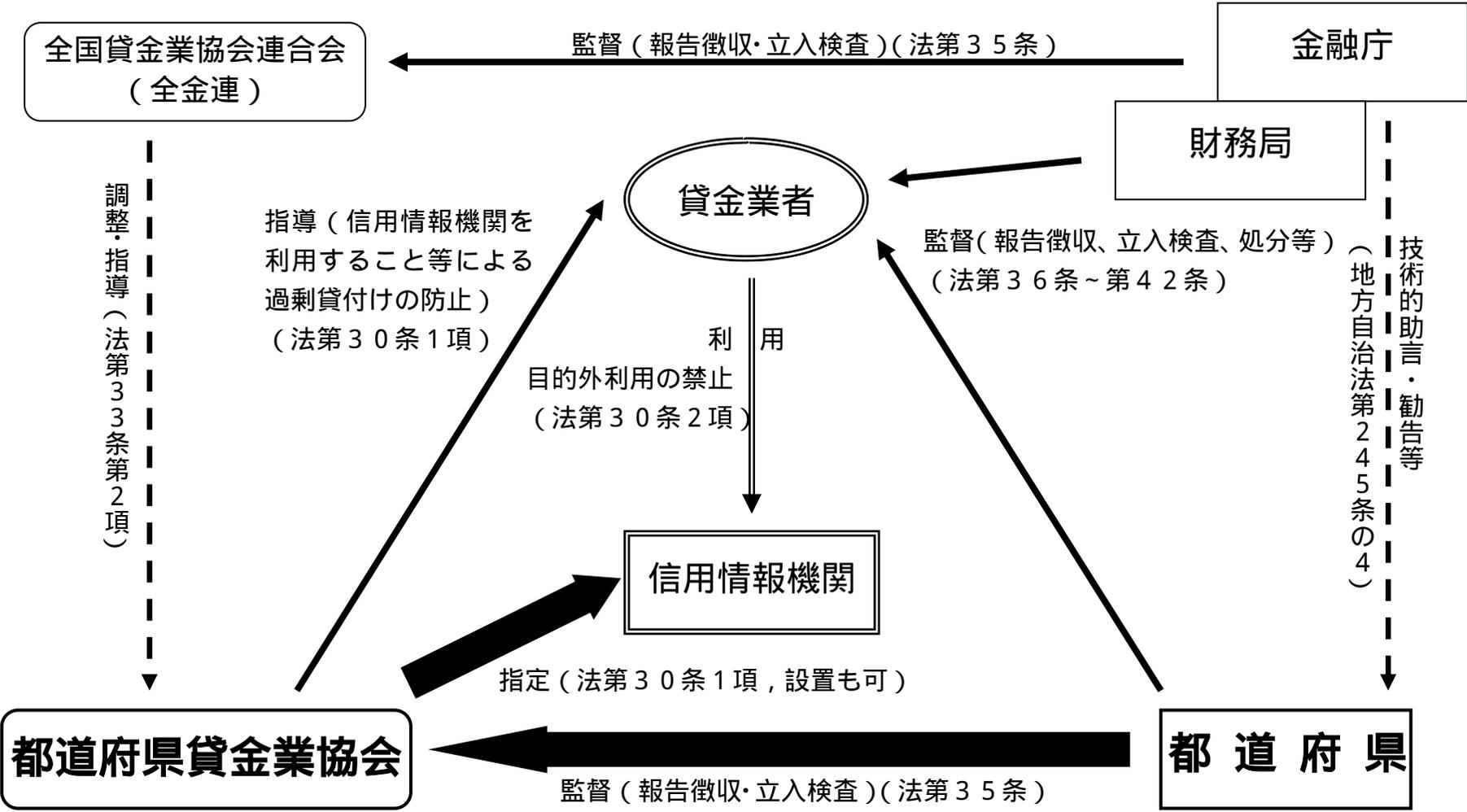
ホワイト(残高)情報の交流  
ただし、件数のみ

## 信用情報機関の概要

|                    | 全国信用情報センター連<br>合(全情連)   | (株)シー・アイ・シー<br>(CIC)   | 全国銀行個人信用情報セン<br>ター  | (株)テラネット  | (株)シーシービー<br>(CCB)   |
|--------------------|---|--|---|---|--|
| 1. 組織形態            | <ul style="list-style-type: none"> <li>独立した 33 の信用情報セ<br/>ンターの連合会</li> <li>個々のセンターは株式会社<br/>株主：貸金業者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社<br/>株主：信販会社、クレジ<br/>ットカード会社など計 42 社</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国銀行協会が設置</li> <li>(社)東京銀行協会が情報<br/>処理に必要な施設を設<br/>置・運営</li> <li>各地銀行協会は、情報の登<br/>録、個人に対する情報開示<br/>等に関する業務を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社<br/>株主：全情連傘下の 33 セ<br/>ンター</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社<br/>株主：クレジットカード<br/>会社、信販会社、保証会<br/>社、消費者金融会社など<br/>計 32 社</li> </ul>  |
| 2. 創立時期            | 昭和 51 年   | 昭和 59 年 9 月(営業開始昭和<br>60 年 4 月)  | 昭和 63 年 10 月(各地銀行協<br>会のセンターを統一)  | 平成 11 年 10 月(営業開始平<br>成 12 年 12 月)  | 昭和 54 年  |
| 3. 会員資格(主た<br>るもの) | <p>貸金業規制法に基づき登<br/>録を受けた貸金業者であ<br/>ること</p> <p>であってももっぱら媒<br/>介を行う者は除く</p> <p>個人情報の保護に関する<br/>法律および各種法令に基<br/>づいた措置が講じられて<br/>いること</p> <p>貸金業協会会員であるこ<br/>と(入会時)</p> | <p>クレジット取引を主要な<br/>業務としていること</p> <p>原則として日本クレジッ<br/>ト産業協会に入会してい<br/>ること</p> <p>割賦販売法、個人情報保<br/>護法および同法に基づく<br/>経済産業分野のうち信用<br/>分野における個人情報保<br/>護ガイドライン等の関係<br/>ガイドライン、その他関<br/>係する法令および通達が<br/>遵守できること</p> | <p>(一般会員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国銀行協会の正会員<br/>(特別会員)</li> </ul> <p>一般会員以外の銀行また<br/>は法令によって銀行と同<br/>視される金融機関</p> <p>個人に関する与信業務を<br/>営む法人で一般会員また<br/>は 特別会員と実質的<br/>に系列関係にあり、一般会<br/>員の推薦を受けたもの</p> | <p>個人に対して信用供与を<br/>行うことを業とする者</p> <p>個人情報の保護に関する<br/>法律を遵守し、下記のすべ<br/>てを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の安全管理に係<br/>る基本方針・取扱規程等<br/>が整備されていること</li> <li>個人情報安全管理上の信<br/>用度が高いこと</li> <li>経営が健全であること</li> </ul> | <p>信用供与契約の業<br/>務を営む法人または団体<br/>であること</p> <p>貸金業規制法、割賦販売法<br/>および銀行法等金融機関<br/>に関する法律による許認<br/>可等のある業者、または、<br/>それに準ずる業者である<br/>こと</p> <p>個人情報保護に関する社<br/>内規定またはコンプライ<br/>アンスプログラム等を作<br/>成し、これを徹底するため<br/>の実行責任者を設置する<br/>等十分な個人信用情報保<br/>護体制にあること</p> |

|                  |  |   |  |   |   |
|------------------|--|---|--|---|---|
| 4 . 会員数          | 2,565 社・7,892 店舗 (17 年 3 月末、33 センター合計) | 743 社 (17 年 10 月末)  | 1,518 社 (18 年 1 月末)  | 127 社 (18 年 2 月)  | 515 社 (18 年 1 月末)   |
| 5 . 会員の属する業態     | ・貸金業者                                  | ・信販会社<br>・クレジットカード会社<br>・専門店会<br>・保証会社<br>・リース会社<br>・消費者金融会社<br>等 | ・銀行<br>・信用金庫<br>・信用組合<br>・労働金庫<br>・信農連・農協<br>・信漁連・漁協<br>・政府系金融機関<br>・クレジットカード会社<br>・保証会社<br>・信用保証協会<br>等 | ・クレジットカード会社<br>・信販会社<br>・消費者金融会社<br>・専門店会<br>・保証会社<br>・リース会社<br>等 | ・クレジットカード会社<br>・保証会社<br>・消費者金融会社<br>・信販会社<br>・リース会社<br>・銀行<br>・信用金庫<br>・労働金庫<br>等 |
| 5 . 保有データ量・登録情報量 | 約 2,079 万人 (17 年 3 月末、33 センター合計)       | 約 4 億 1,718 万件 (17 年 10 月末)                                       | 約 7,926 万件 (17 年 6 月末)   | 約 2,494 万件 (17 年 10 月末)   | 約 2 億 2039 万件 (18 年 1 月末)   |

貸金業規制法における信用情報機関の位置付け等



貸金業の規制等に関する法律  
(昭和五十八年五月十三日法律第三十二号)

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

2 (略)

(貸金業協会)

第二十五条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会(以下「協会」という。)は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一～四 (略)

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 (略)

(過剰貸付けの防止)

第三十条 協会は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。以下この項において「信用情報機関」という。)を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

金融監督等にあたっての留意事項について  
- 事務ガイドライン -

第三分冊：金融会社関係 3 貸金業関係

3 - 2 - 1 過剰貸付けの防止

法第13条第1項の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項について、適切に行われるよう促すものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 無担保、無保証の貸付けを行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面に記録すること。

3 - 6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関

協会に対する法第4章の規定に係る監督及び法第30条第1項の規定に基づく協会が行う信用情報に関する機関の設置又は指定に関する監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、地方自治法第245条の4の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、以下のとおり助言、勧告を行っているので、参考とされたい。

また、信用情報機関の会員による信用情報の取扱いに当たっては、下記二に掲げる事項に留意されたい。

一 貸金業協会に対する監督

貸金業協会に対する法第4章の規定に係る監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次に掲げる事項に留意されたい。

1 業務に関する事項

(1) 法第13条第1項及び下記の留意事項の趣旨に沿って、貸付けに関する自主規制基準を作成しているか。

イ 過剰貸付けの判断基準

貸金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが資金需要者の返済能力を超えると認められるか否かは、当該資金需要者の収

入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一概に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保、無保証で貸し付ける場合の目処は、当該資金需要者に対する1業者当たりの貸付けの金額について50万円、又は、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額とすること。

□ 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。

八 無担保、無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。

二 無担保、無保証の貸付けを行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面に記録すること。

(2)～(3) (略)

2～4 (略)

## 二 信用情報関係

### 1 信用情報機関

法第30条第1項の規定に基づき、協会が行う信用情報に関する機関（以下「機関」という。）の設置又は指定に関する監督に当たっては、機関について次に掲げる事項に留意されたい。

#### (1) 業務運営の基本的考え方

機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者発生防止等その公共的使命を十分認識し、信用情報の整備・充実に努めることが肝要である。その業務を行うに当たっては、公正かつ確かな業務運営に努めるとともに、信用情報が目的外に利用されないことを確保するための措置をとることや、その取り扱う信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止が図られるよう適正な業務運営体制を整備することなどの保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱いを確保する必要がある。

#### (2) 会員

機関は、信用情報の目的外利用の防止等の観点から、機関の会員（以下「会員」という。）に対し、信用情報の適正な取扱いを求めることとする。

#### (3) 業務概要等の周知

機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、保護法ガイドライン第23条を踏まえた個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言等に関する事項をインターネット上のホームページに常時掲載することや、それらを記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどにより、業務の内容等を資金需要者等に周知させることとする。

#### (4) 取得・登録できる信用情報の範囲

機関が取得・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産手続開始決定・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の返済能力の調査をするために必要な事項にとどめることとする。

#### (5) 事前の同意

機関は、会員に対し、信用情報の取得に当たり、次のことについて資金需要者から書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。）で他の条項と明確に分離するなど本人の理解を確保できる方法等により事前の同意を得るよう求めることとする。

資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること

他の会員（信用情報機関相互間で信用情報の交流（以下「情報交流」という。）を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。）により、当該信用情報が利用されること及び会員として当該信用情報を利用する者（その表示は、会員の名称を記載する方

法又は当該機関の規約等及び会員名を常時公表しているホームページのアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって行うこととする。

機関に登録される情報の範囲、登録期間等

当該信用情報は、法第30条第2項の規定に基づき、利用目的は、資金需要者の返済能力の調査目的に限定されること

#### (6) 機微（センシティブ）情報について

機関は、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供しないことを確保するための措置を講じる必要がある。

（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ・労働組合への加盟に関する情報
- ・民族に関する情報
- ・性生活に関する情報

#### (7) 信用情報の適正な取得

機関は、信用情報を取得するに際しては、偽りその他不正な手段により、信用情報を取得してはならない。また、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、信用情報の不正取得等の不当な行為を行っている会員等から、当該信用情報が漏えいされた信用情報であること等を知った上で当該信用情報を取得しないこととする。

#### (8) 信用情報の照会・提供

機関は、信用情報の目的外利用の防止、漏えいの防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこととする。

会員からの照会に応ずる場合

資金需要者本人（代理人を含む。以下「本人」という。）からの自己の信用情報に係る請求に応ずる場合

他の信用情報機関と情報交流を行う場合

保護法ガイドライン第13条第1項 から の規定に基づく場合  
（注）会員からの照会に応ずるのは、以下の場合に限ること。

- （ ） 資金需要者の返済能力の調査に必要な場合
- （ ） 本人からの自己の信用情報に係る開示、若しくは訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）若しくは利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求又は苦情に対応するために必要な場合

#### (9) 信用情報の管理

機関は、信用情報について、その安全管理、従業者の監督及び当該信用情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置を講じる必要がある。

（安全管理について必要かつ適切な措置）

- ・保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
- ・実務指針 及び別添2の規定に基づく措置

（従業者の監督について必要かつ適切な措置）

- ・保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
- ・実務指針 の規定に基づく措置

（委託先の監督について必要かつ適切な措置）

- ・保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置
- ・実務指針 の規定に基づく措置

また、適切な会員管理及び外部監査に係る措置（実務指針別添3の規定に基づく措置）を講じることとする。

機関の役職員は、(8)により提供する場合を除き、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないこととする。

機関は、信用情報を正確かつ最新の内容に保つこととする。

また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその起算日を定め、登録期間経過後は、当該信用情報を速やかに消去又は廃棄すること等により、提供又は利用しないことと

する。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りではない。

(10) 信用情報に関する事項の公表等

機関は、信用情報に関し、利用目的、開示等の手続等を本人の知り得る状態に置く必要がある。

機関は、本人からの に係る請求に備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定に基づく体制の整備）を行うこととする。

(11) 開示

機関は、本人から信用情報の開示の請求があったときは、適切な開示等の措置（保護法ガイドライン第 15 条、第 18 条及び第 19 条第 2 項の規定に基づく措置）をとる必要がある。

機関は、本人からの に係る請求に備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定に基づく体制の整備）を行うこととする。

(注) 機関は、本人に信用情報を開示する場合、当該信用情報の出所及び過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しうるよう体制の整備を進めるとともに、開示、訂正等、利用停止等又は苦情対応を円滑に行いうるよう相談窓口の設置、開示手続の整備等を行うこととする。

(12) 訂正等

機関は、本人から自己の信用情報が事実と相違するものとして、訂正等の請求があったとき、若しくは二 - 1 (5)又は(7)に違反して取得又は第三者提供されているという理由によって、利用停止等の申出があったときは、適切な訂正等又は利用停止等の措置（保護法ガイドライン第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定に基づく措置）をとる必要がある。

機関は、本人からの に係る請求があることに備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第 19 条第 1 項の規定に基づく

体制の整備）を行うこととする。

機関は、 に係る請求に関する事実関係等について調査中の信用情報を会員に提供するときは、正当な理由がない限り、当該信用情報が正確であるか否か等が確認されていないことの明示（以下「調査中の注記」という。）を行うこととする。

機関は、本人の請求に基づき信用情報の訂正等又は利用停止等、若しくは調査中の注記を行ったときは、本人の請求があれば、正当な理由がない限り、その本人が指定する当該信用情報の提供先にその旨通知することとする。

(13) 苦情の処理

機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切な措置（保護法ガイドライン第 21 条第 1 項の規定に基づく措置）をとることとする。

機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けることに備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第 21 条第 2 項の規定に基づく体制の整備）を行うこととする。

(14) 漏えい事案等への対応

機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、当該機関の指定又は設置を行った協会に直ちに報告することとし、報告を受けた協会は、直ちに監督当局に報告を行うこととする。

機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。

機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。

(15) 情報の交流

機関は、情報交流を行うに当たっては、信用情報が目的外に利

用されることを防止するなどプライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保することとする。

## 2 機関の会員による信用情報の取扱い

会員は、機関の登録情報の整備・充実に協力するとともに、信用情報について、法第 30 条第 2 項、保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱いをする必要がある。

## 3 信用情報機関に関する届出等

(1) 協会が法第 30 条第 1 項の規定に基づき、機関と指定契約を締結した場合には、当該協会から法第 35 条第 1 項の規定に基づき、契約締結後 3 ヶ月以内に別紙様式 1 を参考に作成した契約書の写し、別紙様式 2 の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ 2 部提出させ、うち 1 部を遅滞なく監督局金融会社室（財務局経由。財務事務所のある場合は財務事務所経由。以下同じ。）に送付されたい。また、協会が法第 30 条第 1 項の規定に基づき、機関を設置した場合には、当該協会から法第 35 条第 1 項の規定に基づき、設置後 3 ヶ月以内に別紙様式 3 の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ 2 部提出させ、うち 1 部を遅滞なく監督局金融会社室に送付されたい。

(2) 協会が指定または設置した機関の毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、当該協会から法第 35 条第 1 項の規定に基づき、別紙様式 4 の業務報告書及び所要の添付書類をそれぞれ 2 部提出させ、うち 1 部を遅滞なく監督局金融会社室に送付されたい。

(3) 協会が指定または設置した機関が他の信用情報機関と情報交流を実施しようとする場合には、事前に当該協会から法第 35 条第 1 項の規定に基づき、別紙様式 5 の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ 2 部提出させ、うち 1 部を遅滞なく監督局金融会社室に送付されたい。

(4) 機関を指定又は設置した協会から二 - 1 (14) に基づく報告を受

けた場合には、遅滞なく監督局金融会社室に報告されたい。

(参考) 監督局金融会社室は、全国貸金業協会連合会に対し、法第 35 条第 1 項の規定に基づき、協会による機関の設置又は指定の状況につき、新たに追加又は変更があった場合には、別紙様式 6 により速やかに 2 部提出させるものとしている。

都道府県貸金業協会における信用情報機関の指定状況

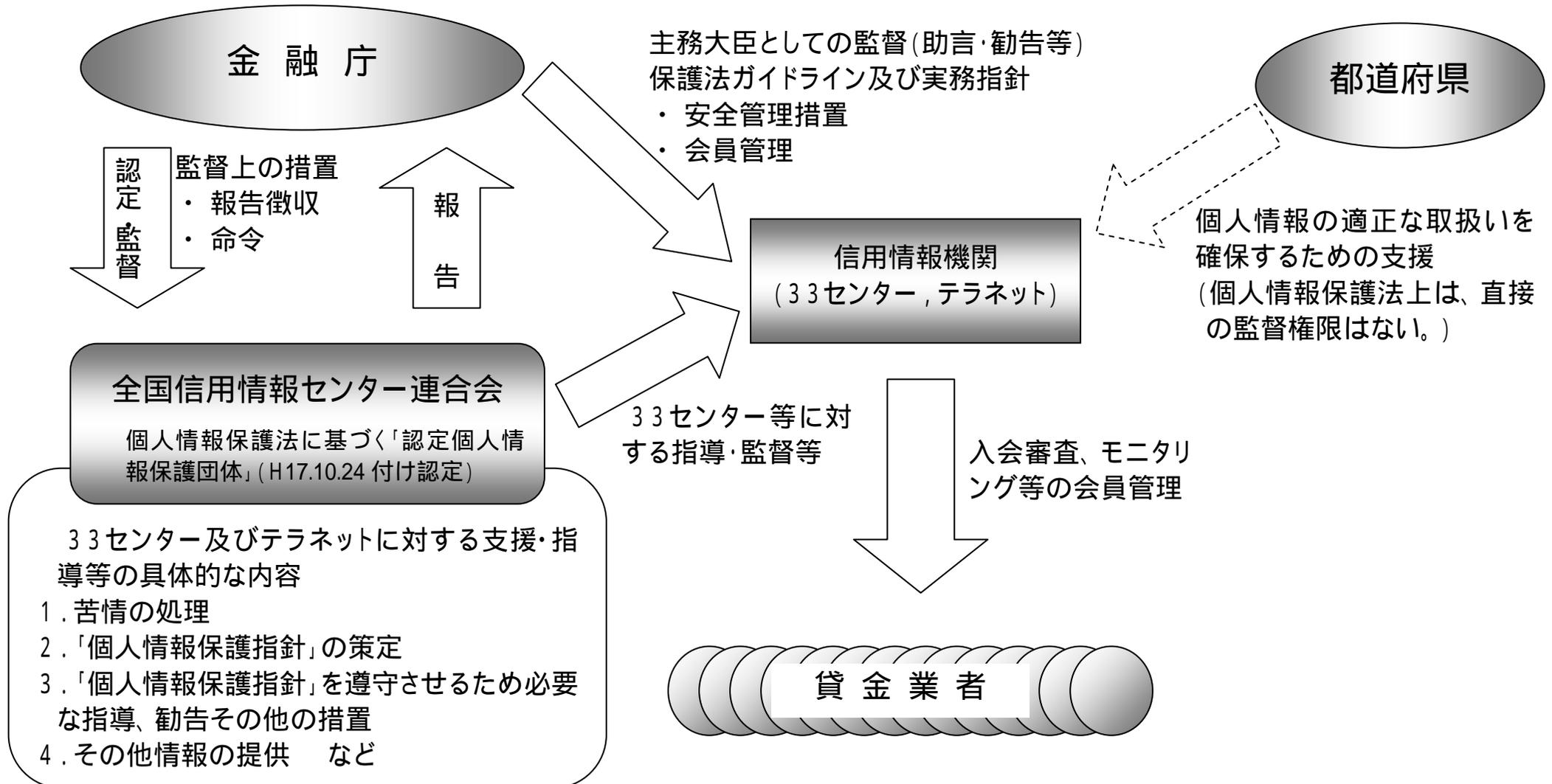
| 信用情報機関名  | 全情連 | C I C | 全銀協 | テラネット | C C B |
|----------|-----|-------|-----|-------|-------|
| 都道府県協会の数 | 46  | 23    | 1   | 21    | 10    |

(平成 17 年 5 月現在)

# 信用情報機関に対する個人情報保護法の適用

信用情報機関においては、保護法ガイドライン及び実務指針に定める安全管理措置を講ずる必要があるほか、個人信用情報の適正な登録・照会及び目的外利用防止のための会員管理を講ずることとしている。

また、33の信用情報機関等を会員に持つ「全国信用情報センター連合会(全情連)」が「認定個人情報保護団体」として、会員である信用情報機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する業務を行っている。



個人情報保護に関する法律（目次）  
（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン  
（項目一覧）

第1章 総則（第1条 第3条）  
第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条 第6条）  
第3章 個人情報保護に関する施策等  
第1節 個人情報保護に関する基本方針（第7条）  
第2節 国の施策（第8条 第10条）  
第3節 地方公共団体の施策（第11条 第13条）  
第4節 国及び地方公共団体の協力（第14条）  
第4章 個人情報取扱事業者の義務等  
第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条 第36条）  
第15条 利用目的の特定  
第20条 安全管理措置  
第23条 第三者提供の制限  
第25条 開示  
第27条 利用停止等  
第33条 助言  
第34条 勧告及び命令  
第2節 民間団体による個人情報保護の推進  
（第37条 第49条）  
第5章 雑則（第50条 第55条）  
第6章 罰則（第56条 第59条）  
附則

第1条 目的  
第2条 定義等  
第3条 利用目的の特定  
第4条 同意の形式について  
第5条 利用目的による制限  
第6条 機微（センシティブ）情報について  
第7条 適正な取得  
第8条 取得に際しての利用目的の通知等  
第9条 データ内容の正確性の確保  
第10条 安全管理措置  
第11条 従業員の監督  
第12条 委託先の監督  
第13条 第三者提供の制限  
第14条 保有個人データに関する事項の公表等  
第15条 開示  
第16条 訂正等  
第17条 利用停止等  
第18条 利用の説明  
第19条 開示等の求めに応じる手続  
第20条 手数料  
第21条 個人情報取扱事業者による苦情の処理  
第22条 漏えい事案等への対応  
第23条 個人情報保護宣言の策定

## 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの 安全管理措置等についての実務指針（項目一覧）

## 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの 安全管理措置等についての実務指針

- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に定める安全管理措置の実施について
  - (1) 個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備
  - (2) 個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備
    - 1) 実施体制の整備に関する組織的安全管理措置
    - 2) 実施体制の整備に関する人的安全管理措置
    - 3) 実施体制の整備に関する技術的安全管理措置
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第11条に定める「従業者の監督」について
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第12条に定める「委託先の監督」について
- (別添1) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条第5項(2)に定める各管理段階における安全管理に係る取扱規程について
- (別添2) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条に定める「機微(センシティブ)情報」(生体認証情報を含む)の取り扱いについて
- (別添3) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第3条第3項に規定する個人信用情報機関における会員管理について

- (別添3) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第3条第3項に規定する個人信用情報機関における会員管理について

個人信用情報機関は、その会員が適正に個人信用情報(信用情報機関に登録される資金需要者の返済能力に関する情報。以下同じ)を登録・照会し、個人信用情報を返済能力の調査以外の目的のために使用しないことを確保するため、本実務指針(2)に規定する措置に加え、8-1から8-4までの措置を講ずることとする。

### (資格審査)

8-1 個人信用情報機関は、入会申込時においては、適正な事業者のみが会員となるよう、あらかじめ定めた入会基準に基づき、厳正に入会審査を行うこととする。

### (モニタリング)

8-2 個人信用情報機関は、入会後においては、会員が入会基準を逸脱し、また返済能力の調査以外の目的のために個人信用情報を使用しないよう、会員による個人信用情報へのアクセスに対する適切かつ継続的なモニタリングを行うこととする。

### (不適正使用に対する処分)

8-3 個人信用情報機関は、個人信用情報の不適正な使用があった場合、あらかじめ定めた会員管理に関する規程に基づき、利用停止、退会その他の処分を実施するとともに再発防止策を講ずることとする。

### (外部監査)

8-4 個人信用情報機関は、個人信用情報機関におけるガイドライン及び本実務指針に従った安全管理措置が実施されていることを確認するため、外部監査を受けることとする。

# 「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告書（平成10年6月 大蔵省・通商産業省）

同懇談会は、平成9年4月から、個人信用情報の保護の制度的枠組み強化、構築が不可欠であること、本人の同意や安全保護措置等を適切に講じることを前提に、個人信用情報の適正な利用を積極的に容認し、健全な与信システムの確立を目指す必要がある、との問題意識の下に検討を行い、平成10年6月公表の報告書で、以下のような検討結果が示された。

## 1 基本的考え方

### 個人信用情報保護の必要性

- ・ 個人信用情報については、与信時に半ば強制的に提供、個人の信用に係るセンシティブな情報、業者間で共有、経済的価値が大きく盗用等の事件も発生、などの特徴があり、他の個人情報に先駆けて措置する可能性も含め、その保護・利用のための法的措置をできるだけ早期に講じるべきとの立場。

### 適正与信のための個人信用情報利用の促進の必要性

- ・ 信用情報機関を通じた情報の共有システムは適正与信の実施のためには不可欠な社会的インフラとして位置付けられるもの
- ・ 適正与信や多重債務防止の観点からは、信用情報機関への情報の登録の促進、信用情報機関をまたがる情報の交流の促進を含め、積極的に個人信用情報の利用、交流を促進するべきとの意見が大勢であった。

## 2 個人信用情報保護のための措置

- ・ 個人信用情報の収集、利用に当たっては、本人の同意、センシティブ情報取得制限、本人からの開示・訂正請求等の措置を講じるべき。
- ・ 個人信用情報の漏えい、目的外利用等を防止するため、安全保護措置として、管理面の保護措置とともに、技術面での保護措置が十分でなければならない。また、与信業者や信用情報機関自体による内部監査は必須である。

## 3 個人信用情報の利用促進のための措置

### 信用情報機関への情報の全件登録・全件照会とポジティブ情報の交流の促進

- ・ 各信用情報機関をまたぐ情報交流の推進の観点からは、ネガティブ情報だけでなく、消費者のプライバシー保護に配慮しつつ、ポジティブ情報（残高情報等）の交流まで拡張することが望ましく、引き続き検討を行っていくべきである。
- ・ 各信用情報機関をまたぐ情報交流の推進に当たって、各信用情報機関の有する情報の質の違いやシステム導入に多額の投資を要すること等解決すべき多くの問題を抱えている。情報の一元化に向けた当面の対応として、与信業者の複数の信用情報機関への加盟促進などにより、信用情報機関同士の競争を導入し、事実上の残高情報の交流を進めることも考えられる。

### 信用情報機関の在り方

- ・ 信用情報機関は適正な与信システムの維持に重要な役割を果たしており、消費者保護、情報交換システムの健全性のための役割を明確にすべきである。また、名簿業者を含む不当に個人信用情報を収集しているところを排除するため、適切な安全保護措置を設け、加盟与信業者へのモニタリング機能を具備しているなど適正な運営を行いうる機関に限定し、登録制、認可制等とすべきであるとの意見があった。
- ・ 登録制等にするか否かにかかわらず、機関の業務内容等のディスクロージャーを図る措置をとるとともに、情報登録項目、安全保護措置、情報登録・利用状況等について監督官庁に届出させ、一般閲覧させることも必要である。

## 「個人信用情報保護・利用の在り方に関する論点・意見の中間整理」(平成11年7月 大蔵省・通商産業省)

「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告書を受けて、具体的な措置に向けて掘り下げた議論を行うために、平成11年1月大蔵省・金融審議会、通商産業省・産業構造審議会、割賦販売審議会の合同作業部会として、「個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会」を設置し、法的整備を含めた具体的な制度整備の在り方についての検討を行った。平成11年7月に取りまとめられた中間整理では、ポジティブ情報の交流について次のとおり、積極論、消極論が併記された。

### ポジティブ情報の交流について

- ・与信業者が与信を行う際に利用する個人信用情報は、利用者本人による提供のほか、信用情報機関の情報の照会等によって行われているが、ネガティブ情報（延滞、代位弁済、破産といった事故情報）はもとより、ポジティブ情報についても、利用者本人から正確な情報を入手することは困難であると考えられる。
- ・本作業部会では、個人信用情報の利用には、社会問題化している多重債務問題の軽減にも一定の効果があると考えられることから、信用情報機関間のポジティブ情報交流の当否について、意見聴取を精力的に行い、議論を重ねたところである。
- ・その際、議論を進める上での視点として、ポジティブ情報の交流を法律で義務づけることの当否を議論するに当たっては、「多重債務問題の解消」の法目的との関係を検討することが必要である、との意見や、多重債務発生防止のためのポジティブ情報交流を制度化する場合には、当該情報を交流される必要性が消費者側に無いにもかかわらず、消費者の財産状況が借入先ではない与信業者や信用情報機関等にまでチェックされるということに対して消費者が抱く不安と公共的な利益との比較衡量が必要である、との意見が出された。

### 交流を積極的に推進すべきとの意見

- ・ポジティブ情報のうちでも残高情報は、過剰と信防止のため、ネガティブ情報とともに「交換しなければならない情報」であると考えられることから、多重債務問題への対処を優先的に考慮し、速やかに交流を開始すべきである、との意見が出された。
- ・また、ポジティブ情報の交流は、多重債務の未然防止や適正与信の実施のために有効であり、実務的な観点から検討を進めて早期実現を図ることが必要であることから、本作業部会においてスケジュール等も含めた方向感を示し、別途「検討会」を設けて実質的な検討はそこに委ねてはどうか、との意見も出された。

### 交流を慎重にすべきとの意見

- ・ポジティブ情報の交流は、一律の規定や強制には馴染みにくく、個人信用を審査し判定する与信業者の最も本質的な企業努力と背馳する面も少なくないほか、中途半端な情報交流の制度化は、情報交流を拒絶した顧客の扱いが難しくなるなどの問題が生じることから慎重に検討すべきである、との意見が出された。
- ・また、ポジティブ情報の交流が取引の促進につながるのなら、法的に強制すべき性格の問題ではない、交流にメリットを認める業者同士が、情報主体の個別の同意を得て自主的に交流すればよく、法制としては交流を阻害するような規制をしないという単純な不作為で足りるのではないか、との意見も出された。

### 交流自体好ましくないとする意見

- ・一般消費者は、自分の信用情報についてどんな機関がどの程度蓄積し交流しているか認識できていないため交流すべきではない、現時点ではポジティブ情報交流の必要性は感じられない、との意見もあった。